

日本内分泌外科学会会則

施行 昭和 63 年 7 月 24 日

改訂 平成 元年 5 月 14 日

改訂 平成 11 年 3 月 31 日

改訂 平成 17 年 4 月 20 日

第 1 条 (名称) この学会は日本内分泌外科学会 (Japan Association of Endocrine Surgeons, JAES) と呼ぶ(以下、本会という)。

第 2 条 (事務所) 本会は、事務所を理事長が所属する部局におく。

第 3 条 (目的) 本会は、①内分泌外科学(内分泌腺およびその関連臓器に生じる外科的疾患の病態、診断ならびに治療を研究する学問)に関する、会員の研究発表、会員相互および関連学会などの知識や情報の交換を通じてその進歩普及に寄与する、②会員の内分泌外科手術手技の向上を図る、③患者ならびに国民一般の福祉と健康の増進に貢献する、④内外の関連学術団体との協調を図る、⑤内分泌外科医の臨床医としての社会的立場を確保しかつ向上させる、⑥会員相互の親睦を深める、ことを目的とする。

第 4 条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、学術講演会などの開催。
2. 機関誌、論文などの出版物の刊行。
3. 内外の関連学術団体との連絡および提携。
4. 内分泌外科に関する教育制度の検討。
5. 内分泌外科に関する医療制度の検討。
6. 内分泌外科に関する研究および調査とそれらに対する奨励と助成。
7. 内分泌外科に関する知識の啓蒙。
8. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第 5 条 (会員) 本会の会員はつぎのとおりとする。

1. 正会員 医師または医学研究者であつて、本会の目的に賛同し、所定の年会費を納入する個人。
2. 名誉会員 内分泌外科学の進歩、発展に功績があり、所定の手続きを経て推薦される個人。
3. 特別会員 別に定める定年に達した評議員または本会の発展に功績のあつた正会員。
4. 外国通信会員 外国籍でかつ日本国外に在つて、本会の目的に賛同し、本会の事業についての連絡を希望し、所定の手続きを経て承認を受ける個人。
5. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体。

第 6 条 (入会)

1. 本会の正会員、外国通信会員または賛助会員になろうとする個人または団体は、所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 名誉会員および特別会員は、理事会、評議員会の議を経て理事長が推薦する。本人の承諾がえられれば、名誉会員または特別会員に推戴する。名誉会員および特別会員は会費の納入を要しない。

第 7 条 (会費)

1. 正会員、賛助会員の年会費は施行細則で定める。
2. 既納の会費は、いかなる理由があつても返還しない。

第 8 条(会員資格の喪失)

1. 退会。
2. 会費滞納 2 年間。
3. 禁治産または準禁治産の宣告。
4. 死亡または失踪宣告。
5. 賛助会員の団体にあつては破産または解散。
6. 除名。

第 9 条 (退会) 会員が退会を希望するときには、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第 10 条 (除名) 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為を行ったときには、理事会および評議員会の議決を経て、理事長はその会員を除名することができる。

第 11 条 (役員) 本会には、つぎの役員をおく。

1. 理事長:1 名。
2. 理事:10 名以上 13 名以内(理事長を含む)。
3. 監事:2 名。
4. 会長:1 名。
5. 副会長:1 名。

第 12 条 (役員を選任)

1. 理事長は理事の中から立候補し、理事の互選により選出し、評議員会で承認を受ける。
2. 理事、監事は別に定める規則により、評議員の中から選出する。
3. 会長、副会長は別に定める規則により、評議員会で評議員である候補者の中から選出し、総会で承認を受ける。
4. 理事長は、3 名以内の理事を推薦し、評議員の中から理事会の承認を得て、任命することができる。

第 13 条 (役員職務)

1. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 理事はつぎの職務を行う。
 - ①理事会を組織し、この会則に定める事項のほか評議員会ならびに総会の権限に属する以外の事項を議決し、執行する。
 - ②庶務・渉外、人事選挙、財務・会計、編集、教育・啓蒙、医療・保健、内外学術団体との協調・提携、疾患登録などに関する会務を分担し、そのための委員会を組織統括する。
 - ③理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代行する。
3. 監事は本会の財産の状況ならびに理事長および理事の業務執行の状況を監査する。
4. 会長は年次学術集会を運営する。会長はその任期中は理事とする。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

第 14 条 (役員任期)

1. 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続 3 期までとする。
2. 理事、監事の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続 3 期までとする。
3. 会長、副会長の任期は 1 年とし、再任は認めない。
4. 会長、副会長の任期に関しては、年次学術集会終了の翌日より、次期学術集会終了の日までを 1 年とする。
5. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

6. 役員は、年次学術集会終了日に 65 歳をもって定年とする。但し、理事、監事は予め定められた任期終了をもって定年とする。

第 15 条（役員解任）

1. 評議員現在数 1/5 以上の署名をもって役員解任要求があったときは、理事会は要求の日より 2 ヶ月以内に解任の可否を評議員の投票に付さなければならない。解任を可とするものが評議員現在数の 1/3 以上のときは、当該役員は解任されるものとする。
2. 役員が職務上の義務違反または本会の役員としてふさわしくない行為を行ったとき、理事長は、理事については理事会の承認、監事、会長、および副会長については評議員会の議決、をそれぞれえて、当該役員を解任することができる。

第 16 条（評議員） 本会に 300 名以内の評議員をおく。

第 17 条（評議員の選任） 別に定める評議員資格基準を満足する正会員の中から理事会で推薦し、評議員会および総会の承認を経て定める。

第 18 条（評議員の職務）

1. 評議員会を組織し、本会則に定める事項のほか理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議し、実行する。
2. 本会の会務執行に関する委員会委員の委嘱を受けた評議員は、その任務を遂行しなければならない。
3. 年次学術集会および評議員会に出席する義務を負い、引き続き 3 回欠席した場合は辞任しなければならない。

第 19 条（評議員の任期）

1. 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。任期に関しては、第 14 条 6 項を準用する。
2. 評議員は、年次学術集会終了日に 65 歳をもって定年とする。

第 20 条（理事会）

1. 理事会は、毎年 2 回以上開催し、理事長がこれを召集する。ただし、理事現在数の 1/3 以上が会議の目的を文書で示して請求したときには、理事長は 1 ヶ月以内に理事会を召集しなければならない。
2. 理事会の成立には、理事現在数の 2/3 以上の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を示した理事は、出席者とみなす。
3. 理事会の議長は理事長とする。
4. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

第 21 条（評議員会）

1. 通常評議員会は、毎年 1 回通常総会の前に理事長がこれを召集する。
2. 理事長は、必要に応じ臨時評議員会を召集することができる。また、評議員現在数の 1/3 以上が会議の目的を示して臨時評議員会の召集を請求したときには、2 ヶ月以内にこれを召集しなければならない。
3. 評議員会の成立には、評議員現在数の過半数の出席を必要とする。前条 2 項のただし書の規定は、本項の場合に準用する。
4. 評議員会の議長は会長がつとめる。
5. 名誉会員は評議員会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。

第 22 条（総会）

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 通常総会は、毎年 1 回理事長または監事がいつでも必要を認めたとき、これを召集することができる。また、理事長は、評議員会の議決があったとき、または会員現在数の 1/5 以上が会

議の目的を示し、臨時総会の召集を請求したときは、その請求のあった日から2ヶ月以内にこれを召集しなければならない。

4. 総会召集の通知は、遅くとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時、場所を記載した書面または機関誌によって行う。
5. 総会の成立には、会員現在数の1/5以上の出席を必要とする。第20条第2項ただし書の規定は、本項の場合に準用する。
6. 総会の議長は会長とする。

第23条（議決） 総会、評議員会および理事会における議事は、この会則に別の定めがある場合をのぞき、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとする。

第24条（議事録） すべての会議の議事録は、議長がこれを作成し、議長および出席者代表2名が署名し保存する。

第25条（議事の通告） すべての会議の要領および議決事項は、議長が会員に通告する。

第26条（資産） 本会の資産はつぎのとおりとする。

1. 会費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄付金品
5. その他の収入

第27条（経費） 本会の事業遂行に要する経費は前条の資産をもって支弁する。

第28条（予算） 本会の事業計画およびこれにともなう収支予算は、毎会計年終了後に理事長が作成し、評議員会および総会の承認を受けなければならない。

第29条（決算） 本会の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後に理事長が作成し、評議員会および総会の承認を受けなければならない。

第30条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条（会則の改訂） 本会則は、理事会および評議員会において、各々2/3以上の議決を経て、かつ総会の議決を受けなければ改訂することができない。

第32条（解散） 本会の解散は、理事会および評議員会において、各々3/4以上の議決を経て、かつ総会の議決を受けなければならない。

第33条（資産の処分） 本会の解散にともなう残余財産は、理事会および評議員会において、各々3/4以上の議決を経て、かつ総会の議決を受けて、本会の目的に沿った公益事業に寄付することとする。

第34条（細則） この会則の施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て、別に定める。